

指 名 停 止 措 置 簿

1 指名停止を受けた建設者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
有限会社福重建設	代表取締役 福重 明夫	高知県知事許可 (般・特-4)第1131号	高知市介良甲 984-1

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和7年2月3日から令和7年4月2日まで (2月)
指名停止の理由	有限会社福重建設は、中央東土木事務所発注の「道交対第03-045-4号 県道南国インター線道路交通安全対策工事」において、施工にあたっての事前確認が不十分であったことにより、令和5年10月14日に、地下埋設物を破損させ、公衆に重大な損害を負わせたため。 ※該当条項 高知県建設工事指名停止措置要綱第1条規定の別表第1の第5号（県発注工事に係る公衆損害事故）に該当 同要綱の取扱いの別表第1関係4の（1）（県発注工事に係る公衆損害事故）に該当